

H28-31 国営木曽三川公園
運営維持管理業務
共通仕様書

平成27年 月

第1章 総則

第1条 目的

国営木曽三川公園（以下「本公園」という。）は、自然環境、歴史文化を有する木曽三川の広大なオープンスペースを活かし、東海地方の人々のレクリエーション需要の増大と多様化に応えるために国が設置したイ号国営公園である。（別添－1「公園平面図」、別添－5「土地利用方針図」参照）

本公園の全体事業面積は473.5ha（平成27年6月現在）で、木曽三川全体の河川流域の特性及び自然環境の現状などにより、上流から「三派川地区」「中央水郷地区」「河口地区」で構成しており、以下の基本方針のもとに総合的に整備、管理、運営を進めている。（別紙－4「国営木曽三川公園運営維持管理基本方針」参照）

1.自然環境への理解

①保全等の方針

- ・河川特有の自然環境（砂礫河原、ワンド、ヨシ原、干潟、河岸段丘など）の保全・再生に努め、木曽三川らしい豊かで多様性に富む河川環境を目指す。
- ・その際、外来生物の拡大防止に留意する。

②自然環境をいかした取り組みの方針

- ・川に親しみ、川への理解を深めることのできる場を提供する。

2.歴史文化への理解

①保全等の方針

- ・木曽三川にまつわる歴史文化資源を保全し、周辺環境整備を図る。

②歴史文化をいかした取り組みの方針

- ・木曽三川の歴史文化や川と人とのかかわりの大切さを学ぶことができる場を提供する。

3.広域への貢献

①広域緑化ネットワーク形成等の方針

- ・多くの生物の生息・生育空間や移動空間として機能するよう木曽三川全体の自然環境の連続性の確保に努める。
- ・周辺地域の水と緑の環境と木曽三川とが一体となって水と緑のネットワークを形成するよう、沿川自治体等と連携して事業を進める。

②広域性をいかした取り組みの方針

- ・木曽三川の流れと流域の広がりをいかし、河川の広大な空間を活用した多様なレクリエーションや広域交流の場を提供する。
- ・周遊型の利用を促進し、地域とのつながりを強め、地域の活性化や防災性の向上へ寄与することを目指す。

本公園は、昭和56年の木曽三川公園（中央水郷地区）の都市計画決定、昭和57年の事業承認を経て、昭和58年に起工し、昭和62年10月31日に中央水郷地区センター南ゾーン2.33haを供用開始した。以降順次整備を進め、平成27年6月現在286.3haを供用している。

昭和62年の開園時から平成26年3月末までの入園者数累計は、約13,763万人であり、平成

25年度には約934万人の方々に利用されている。

本業務は、本公園において国の組織である国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所及び木曽川上流河川事務所（以下「国事務所」という。）との調整の下で、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、公園利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、本公園全般にわたり公園資産を保全、増進させることを目的とする。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、H28・31 国営木曽三川公園運営維持管理業務のうち、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、及び「植物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「中部地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
- 2) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
- 3) 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
- 5) 「公園利用者」とは、本公園を利用する者のこと。
- 6) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、中部地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
- 7) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 8) 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
- 9) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設運営者が中部地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 10) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づき中部地方整備局から金額を通知し、事業者が中部地方整備局に納める料金のこと。（別添一7「設置等許可物件関係」参照）
- 11) 「業務責任者」とは、本仕様書の第13条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するもののこと。
- 12) 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者をもってそれにあること。
- 13) 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をい

う。

- 14) 「管理物件」とは、別添一「公園平面図」に示す敷地及び別添一「園内施設（設備等）位置図」に示す附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占用している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 15) 「国事務所」とは、国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所及び木曽川下流河川事務所のこと。
- 16) 「管理事務所」とは、別添一「管理事務所図」に示す建築物を指す。
- 17) 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
- 18) 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 19) 「改修」とは、施設性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 20) 「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 21) 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
- 22) 「指示」とは、中部地方整備局又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、中部地方整備局長が事業者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）第27条第1項に基づき、必要な措置をとらせることをいう。
- 23) 「通知」とは、中部地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 24) 「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 25) 「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 26) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、中部地方整備局又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 27) 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 28) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを作成とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 29) 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のこと。
- 30) 「勧告」とは、中部地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 31) 「命令」とは、中部地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

第3条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、H28・31 国営木曽三川公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法
- 3) 道路交通法
- 4) 景観法、屋外広告物条例
- 5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
- 6) 消防法（消防庁）
- 7) 建築基準法
- 8) 労働基準法、労働安全衛生法
- 9) 官公庁施設の建設等に関する法律
- 10) 下水道法
- 11) 水道法
- 12) 水質汚濁防止法
- 13) 净化槽法
- 14) 食品衛生法
- 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 16) 大気汚染防止法
- 17) 騒音規制法
- 18) 振動規制法
- 19) 個人情報の保護に関する法律
- 20) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- 21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 22) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 23) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 24) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 25) 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 26) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 27) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 28) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

- 29) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 30) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 31) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 32) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 33) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- 34) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- 35) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
(財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編)
- 36) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
(国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課)
- 37) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添－2）
- 38) 第4次レッドリスト「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」（環境省自然環境局編）
- 39) レッドデータブックあいち 2009（植物編）
- 40) レッドデータブックあいち 2009（動物編）
- 41) 三重県レッドデータブック 2015（平成 26 年度末発刊予定）
- 42) 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版 一岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版－
- 43) 岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）改訂版 一岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版－
- 44) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 45) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 46) 猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境庁自然保護局野生生物課編）
- 47) 国営木曽三川公園における行為の禁止等に関する取扱い要領（別添－4）
- 48) 「国営木曽三川公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて（別添－16）
- 49) 土木工事標準仕様書
- 50) 土木工事施工管理基準
- 51) 公園緑地工事共通仕様書
- 52) 公園緑地工事施工管理基準
- 53) 写真管理基準（案）
- 54) 電気通信設備工事共通仕様書
- 55) 機械工事共通仕様書（案）
- 56) 機械設備点検・整備共通仕様書
- 57) 調査及び設計契約関係規程集
- 58) 設計業務等共通仕様書
- 59) 土木工事書類作成提出要領及び同解説
- 60) 河川法
- 61) 建設業法

- 62) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 63) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 64) 遺失物法
- 65) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 66) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 67) 国営木曽三川公園 グラフィックコントロールマニュアル（抄）（別添－25）
- 68) 著作権法
- 69) 農薬取締法
- 70) 肥料取締法
- 71) その他、関係諸法令

第5条 事業者の義務

- 1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
- 2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
- 3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
- 4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
- 5. 事業者は、本業務の実施にあたって、中部地方整備局又は調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第6条 中部地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と中部地方整備局の責任分担を表1「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、中部地方整備局と事業者の間で十分に協議のうえ決定する。

表1 事業者と中部地方整備局の責任分担一覧

項目	内 容	中部地方 整備局	事業者
施設利用料徴収業務	施設利用料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 (徴収料金は、中部地方整備局に納付)		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
物品の管理	中部地方整備局より提供のあった物品の管理		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用〇〇〇万円（税抜き）【平成28～30年度】、〇〇〇万円（税抜き）【平成31年度】※を超えない場合（上記①を除く。）。		○
	上記2項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議する。 ※早急な対応が必要な場合には、別途協議するものとする。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○	
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎
	共通仕様書第30条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記2項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎
	上記以外の場合	○	

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕（点検を除く）に要した費用の平成24年～平成26年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙－36「建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第7条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 27条第1項に基づく指示

中部地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第27条第1項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

第8条 契約の解除

中部地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 公共サービス改革法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第9条 運営維持管理基本方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、以下の運営維持管理の重点事項に則り、本業務の遂行に努めなければならない。

- 1) 利用者数の増加
- 2) 利用者満足度の向上
- 3) 情報受発信の充実
- 4) 多様な利用プログラムの提供
- 5) 地域の活性化、河川空間を活かしたレクリエーションの充実
- 6) 地域との連携活動、市民との協働活動の促進
- 7) 利用者等の安全確保
- 8) 緊急時及び非常時の適切な対応
- 9) 出水時の対応
- 10) 経費の削減への配慮と高品質な維持管理
- 11) ノーマライゼーションの推進
- 12) 環境負荷の軽減

第10条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本共通仕様書第1条の基本方針に沿った管理運営を行うこと。
 - 1) 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習への積極的な対応を行う。
 - 2) 安全で快適な利用がされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の増進を図るため利用者ニーズに的確に対応した広報及び行催事等を展開する。
 - 3) 市民参加を推進するため、公園内ボランティア活動への支援・指導を行う。
 - 4) 乳幼児連れの利用者、障がい者、高齢者、外国人等への適切な対応等を図る。
 - 5) 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民、N P O、大学等との連携を図る。
 - 6) 様々な管理技術を駆使して、効率的な管理運営に努め、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
 - 7) 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、緊急連絡体制、非常参集体制を確立し、大規模災害発生時には災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
 - 8) 出水時においては、国事務所と連携を図りながら、利用制限や施設撤去を適切に行う。
 - 9) 有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、公園内での資源の有効活用に配慮する。
 - 10) 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
 - 11) 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第11条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営木曽三川公園

所在地 岐阜県海津市、各務原市、羽島市、愛知県一宮市、江南市、稲沢市、愛西市、三重県桑名市

敷地面積 約 286.3ha (注)

(注) 本業務の対象敷地は本公園の供用区域であり、その面積は、平成27年6月現在286.3haである。なお平成31年度中までに、桑名七里の渡し公園など約28.6haを追加供用する予定である。

平成27年度追加使用予定：フラワーパーク江南 0.6ha【リサイクルゾーン】

桑名七里の渡し公園 0.7ha【文化のシンボルエリア】

平成28年度追加供用予定：木曽三川公園センター 1.3ha【北ゾーン】

平成30年度追加供用予定：桜堤サブセンター・木曽長良背割堤 21.2ha【木曽長良背割堤】

東海広場（東エリア）4.2ha【多目的芝生広場】

桑名七里の渡し公園 0.6ha【文化のシンボルエリア】

※別添一「公園平面図」を参照すること。

2. 履行期限

平成28年4月1日から平成32年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第12条 開園日時等

本公園における開園日時等とは、以下に示すとおりである。

本業務の履行期間における本公園の公開日時又は施設運営日時については、原則として以下の通りとする。なお、公開日時は官報告示されたものに従う。

1. 「公開日時」により運営する拠点

本共通仕様書表2に示す拠点においては、同表に示す公開期間及び時間において入園可能となるよう、本業務を実施するものとする。

表2 公開日時

拠点名	公開期間	公開時間
アクアワールド水郷パークセンター、木曽三川公園センター、カルチャービレッジ ^{*2}	4月1日～6月30日	9:30～17:00
	7月1日～8月31日	9:30～18:00
	9月1日～11月30日	9:30～17:00
	12月1日～2月末日	9:30～16:30
	3月1日～3月31日	9:30～17:00

※1) 休園日は、毎月第2月曜日（休日の場合は直後の平日）、及び12月31日、1月1日である。

ただし、下記の日程については、()内の拠点を公開する。

4月、8月、12月の第2月曜日（木曽三川公園センター）

12月31日及び1月1日（木曽三川公園センター）

- ※2) カルチャービレッジ内の多目的運動場の公開時間は通年で 9:30～21:00 とし、夜間利用の申請が無い場合は 17:00 である。
- ※3) 繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が中部地方整備局に協議し、承諾を得た上で、公開日時又は施設運営日時の変更を行うことができる。
- ※4) 公開日においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が中部地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園又は運休とすることができる。

2. 「施設運営日時」により運営する拠点

人の出入りが自由な河川敷又はその隣接地に立地する本共通仕様書表3に示す拠点においては、同表に示す公園施設について、同表の運営日時及び時間において利用可能となるよう、本業務を実施するものとする。

表3 施設運営日時

拠点名	公園施設	運営期間		運営時間
かさだ広場・各務原アウトドアフィールド、(仮称)桜堤サブセンター、長良川サービスセンター ^{※2} 、船頭平河川公園	駐車場、便所、バーべキュー施設等	4月1日～6月30日 ^{※3}		9:30～17:00
		7月1日～8月31日 ^{※4}		9:30～18:00
		9月1日～11月30日 ^{※3}		9:30～17:00
		12月1日～2月末日 ^{※5}		9:30～16:30
		3月1日～3月31日 ^{※3}		9:30～17:00
フラワーパーク江南	フラワー棟、駐車場、便所等	4月1日～7月15日		8:30～17:00
		7月16日～8月31日	月曜日～金曜日	8:30～17:00
			土曜日、日曜日、祝日	8:30～19:00
		8月31日～11月30日		8:30～17:00
		12月1日～2月末日		8:30～16:30
		3月1日～3月31日		8:30～17:00
河川環境楽園	木曽川水園、自然発見館、農家、ポットリ小屋、水車小屋、駐車場（中央駐車場、ハイウェイオアシス駐車場を除く ^{※6} ）、便所等	4月1日～5月31日		8:30～18:00
		6月1日～8月31日		8:30～19:00
		9月1日～2月末日		8:30～17:00
		3月1日～3月31日		8:30～18:00
138タワーパーク	管理事務所、駐車場、便所、サイクリングロード等	4月1日～7月31日	月曜日～金曜日	8:00～17:00
			土曜日、日曜日、祝日	8:00～21:00
		8月1日～8月31日		8:00～21:00
		9月1日～11月22日	月曜日～金曜日	8:00～17:00
			土曜日、日曜日、祝日	8:00～21:00
		11月23日～12月25日		8:00～21:00
		12月31日～3月31日	月曜日～金曜日	8:00～17:00
				8:00～17:00

拠点名	公園施設	運営期間	運営時間
		土曜日、日曜日、祝日	8:00～21:00
ワイルドネイチャープラザ	駐車場、便所、バーベキュー施設等	4月1日～11月1日	8:00～19:00
		11月1日～2月末日	8:00～18:00
		3月1日～3月31日	8:00～19:00
東海広場、桑名七里の渡し公園	駐車場、便所、バーベキュー施設等	4月1日～6月30日	9:00～17:00
		7月1日～8月31日	9:00～18:00
		9月1日～11月30日	9:00～17:00
		12月1日～2月末日	9:00～16:30
		3月1日～3月31日	9:00～17:00

※1) 運休日は、毎月第2月曜日（休日の場合は直後の平日）、及び12月31日、1月1日である。

ただし、下記の日程については、() 内の拠点の施設を運営する。

8月の第2月曜日（かさだ広場・各務原アクトドアフィールド、河川環境楽園（木曽川水園））

8月、12月の第2月曜日（138タワーパーク）

12月31日及び1月1日（138タワーパーク）

※2) 長良川サービスセンターB棟は、早朝ボート練習に伴う開閉作業、及び棟内警備を行うこと。

※3) 長良川サービスセンターのセンターハウスは9:30～17:30である。

※4) 長良川サービスセンターのセンターハウスは9:30～18:30である。

※5) 長良川サービスセンターのセンターハウスは9:30～17:00である。

※6) 中央駐車場及びハイウェイオアシス駐車場は9:30～23:00（1月、2月は19:00まで）である。国営公園閉園後は、岐阜県に管理を引き継ぐものとする。

※7) 繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が中部地方整備局に協議し、承諾を得た上で、公開日時又は施設運営日時の変更を行うことができる。

※8) 公開日又は施設運営日においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が中部地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園又は運休とすることができます。

第13条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行う。（別紙－1「主要公園施設一覧」、別紙－2「主要建築物一覧」参照）

＜業務内容＞

1) 公園施設維持管理業務（委託費により行う業務）

(1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・施設利用料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

(2) 企画運営管理業務

- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

(3) 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）
- ・魚類管理 等

(4) 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務（別紙－6）

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、周辺関係自治体等や公園における市民活動団体等と連携しながら、適切な進捗管理を行うとともに、施設利用料等の徴収事務、中部地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、安全管理その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

2) 企画運営管理業務（別紙－7）

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う。

また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関する自動車維持等を行う。さらに、自治体と共に構成する委員会が主体となって行う広報・行催事については、事務局として取りまとめや調整を行うとともに、事業者以外の第三者による本公園の魅力の向上に資する行催事等の開催が本公園内で積極的に行われるよう周辺関係自治体等や公園における市民活動団体等への周知・連携に努める。

併せて、自主財源を充当して上記事業等を補完する事業を積極的に実施する。

3) 施設・設備維持管理業務（別紙－8）

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損箇所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。さらに、水景施設については、生物多様性の観点から適切な水質保全を行う。

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔に保つ。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。

(3) 魚類管理

河川環境楽園内の木曽川水園の魚類等の生育状態を十分に把握し、常に良好な状態で飼育展示を

行い、環境学習の場として機能するよう適切な管理を行う。

4) 植物管理業務（別紙－9）

木曽三川の地域特性に合った花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。さらに、季節に応じた花修景を行う。

第14条 業務実施体制

1. 国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出する。

＜事業者が保有する必要がある資格＞

- ・ 1級造園施工管理技士

2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。（別添－8「国営木曽三川公園災害対策運営要領」、別添－10「国営木曽三川公園における事故対応」、別添－11「行政相談、要望等対応」参照）

3. 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務について業務別に業務責任者を配置すること。なお、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

4. 開園期間中は、本共通仕様書第13条1)～4)の業務責任者及び収益施設等管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本共通仕様書第13条1)～4)が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。

5. 主な業務従事（勤務）場所は、①フラワーパーク江南、②河川環境楽園（木曽川水園）、③138タワーパーク、④長良川サービスセンター、⑤アクアワールド水郷パークセンター、⑥木曽三川公園センター、⑦カルチャービレッジ内の各管理事務所とし、総合的な管理拠点（管理センター）を木曽三川公園センター、補助的な管理拠点（三派川センター）を138タワーパーク内の各管理事務所とすることを想定している。

また、総括責任者を木曽三川公園センターに、業務責任者のうち1名以上を138タワーパークの各管理事務所に配置することを想定している。

6. この他、国庫に納入する施設利用料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するが、経理担当者は、刑法（明治40年法律第45号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第15条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を中部地方整備局に提出し、協議の上承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を隨時修正する。
変更業務計画書の提出の必要の有無は、内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始14日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
4. 四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- ・年間管理運営計画（月別）
- ・年間行事計画書（月別）
- ・企画提案された実施方針（包括的な質の目標等）（月別）
- ・業務実施体制
- ・業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・実施計画書（別添一2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・四半期別必要経費内訳書（別添一2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・再委託承諾申請書（別添一2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃、魚類管理）
- ・植物管理作業
- ・収益施設運営計画
- ・公園内巡回作業
- ・施設利用料徴収及び公園利用者への利用指導
- ・安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策、出水時管理
- ・公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・環境への配慮

第16条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行えるよう、報告書を調査職員に毎月又は四半期ごとに提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以上、各正本1通、副本1通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実施状況等の記録書一式）を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、中部地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

<毎月又は四半期ごとに提出が必要な項目>

- 1) 「管理月報」（勤務実績簿を含む）（提出期限は翌月の10日 別添様式-1）。
- 2) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の15日 別添様式-2）
- 3) 「連絡会議報告書」（毎月5日まで）
- 4) 運営管理実施方針（包括的な質の報告等）（毎月5日まで）
- 5) 公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 6) 公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 7) 公園内全施設のガスメーター検針表及び算定表（毎月初め）
- 8) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）
- 9) 上記以外の発注者で指定した報告事項（適宜）

<当該年度の完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 2) 「精算報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 3) 「残存物件報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 4) 「委託費経費内訳報告書」（別添-2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 5) 「実施状況等の記録書」

<実施状況等の記録書に添付が必要な項目>

- 1) 作業日誌
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録者写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録
- 7) 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- 8) その他中部地方整備局が指定した報告事項の記録

<電子納品>

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」）及び中部地方整備局の「電子納品に関する手引き（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員等と協議する。
- 2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。なお、書面における署名又は捺印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。
- 3) 受発注者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行う。
- 4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員等と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 5) 上記によりがたい場合は、調査職員等と協議する。

第17条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、中部地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後5年間保管する。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・作業実施数量等の記録
- ・保守点検の記録
- ・作業日誌
- ・安全衛生点検の記録
- ・修繕等の記録
- ・作業記録写真
- ・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・その他、中部地方整備局が指示する記録

第18条 モニタリング業務

事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、以下に掲げる調査を行い、その結果について中部地方整備局に報告する。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ中部地方整備局に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第19条 中部地方整備局が行うモニタリング調査

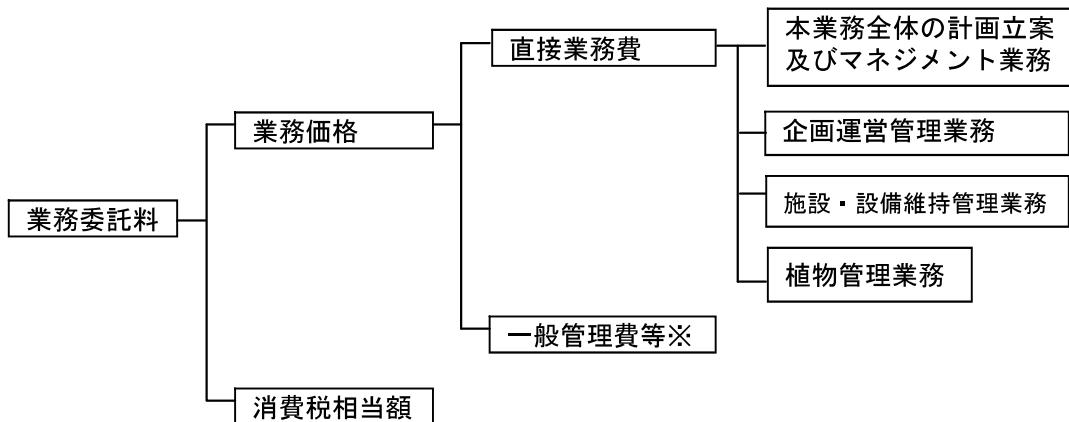
1. 中部地方整備局は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第16条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙－14「公園利用者アンケート」参照）
2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査の実施に協力する。

第3章 委託費の支払い

第20条 委託費代金の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（「H28-31 国営木曽三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下、「実施要項」という。）1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 中部地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできない。
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
4. 会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費は請求できないものとする。
5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
6. 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。
7. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第21条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行う。(別添一4「国営木曽三川公園における行為の禁止等に関する取扱い要領」参照)
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。
また、危害を及ぼす恐れのある生物等が発見された場合には、適正に対処すると共に、調査職員等の指示に従うこと。(別添一9「危険動物マニュアル(セアカゴケグモ)(抄)」参照)
3. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、中部地方整備局が定める安全サポートマニュアル等を遵守すること。
4. 事業者は、中部地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記すること。作成した消防計画は調査職員へ提出し、承諾を得ること。(別添一9「建物に係る消防計画(抄)」参照)
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告する。
6. 異常を確認した場合、速やかに調査職員等に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第22条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. 水面及び、水辺の管理にあたっては、以下の措置を講じ、事故の発生を防止する。
 - 1) 長良川サービスセンターでは、監視モニターやスタッフの巡回等により供用区域への動力船の進入等を監視するほか、水面利用時には2名体制で進入禁止ゾーンを設置し、水面利用協議会メンバーとともに動力船の危険運転に対する注意喚起等を行う。
 - 2) ワイルドネイチャープラザでは、水上オートバイとウインドサーフィンの利用エリア分けの利用指導を行う。
 - 3) 巡回や監視により池・水路・河川護岸付近等において注意喚起を行うとともに、供用区域外の危険行為等の河川管理者への通報等も行う。
6. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、中部地方整備局が定める安全サポートマニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次

の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書様式（別添－10「国営木曽三川公園における事故対応」参照）等により調査職員に報告する。

- 1) 事故発生日時
- 2) 事故発生場所（図示）
- 3) 事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因など）
- 4) 事故の程度
- 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
- 6) 事故処理の概略
- 7) 再発防止策等

第23条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出する。
2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を配置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または救急技能認定証の交付を受けた救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急救護講習を受けた者を配置すること。
3. 救急担当者は、救急活動をする事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従う。
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくとも、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。（別添－10「国営木曽三川公園における事故対応」参照）
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第24条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、「閉園判断基準」（別添－6）等に基づき、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ中部地方整備局と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
4. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。

5. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、中部地方整備局が定める安全サポートマニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う。
6. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、別添一8「国営木曽三川公園災害対策運営要領」及び別添一10「国営木曽三川公園における事故対応」を踏まえ、事業者の役割・行動・体制等をとりまとめた危機管理マニュアルを作成し調査職員に提出し、承諾を得るものとする。
7. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うこと。
8. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
9. 大規模災害発生時には、事業者は第6項において作成したマニュアルに基づき公園利用者の誘導等を行うとともに、調査職員等の指示に従ってその他の円滑な災害対応を行う。

第25条 出水時管理

事業者は、木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）の増水や高潮により高水敷に設置された公園施設が冠水する恐れがあるときは、公園利用者の安全を確保するとともに、調査職員の指示により、別添一8「国営木曽三川公園災害対策運営要領」で指定した公園施設の撤去及びトイレのし尿の汲み取りを行い、園内の被害状況等に対する巡視を実施する。また、減水後は速やかに被害報告をするほか、清掃・堆積土砂の除去等を行う。（別添一8「国営木曽三川公園災害対策運営要領」参照）

また、事業者は、撤去対象となっている公園施設について、年1回出水期前に施設撤去訓練を実施し、施設撤去の手順習得に努めること。施設撤去訓練の実施にあたっては、事前に調査職員と十分に調整を図る。

第5章 協議・調整等

第26条 中部地方整備局の要請への協力

1. 調査職員から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、中部地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、中部地方整備局が毎月1回開催する公園関係者の国営木曽三川公園上流連絡会議及び国営木曽三川公園下流連絡会議ならびに安全パトロールに参加する。国営木曽三川公園上流連絡会議及び国営木曽三川公園下流連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。なお、国営木曽三川公園上流連絡会議及び国営木曽三川公園下流連絡会議で使用した書類は、電子データとして、調査職員へ提出する。
4. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、必要に応じ調査職員及び管理運営に関する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催する。なお、連絡会議には、第三者者を参加させることができる。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は中部地方整備局の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告する。

第27条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整する。

第28条 中部地方整備局との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、中部地方整備局と事業者の間で調整又は協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第29条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。協議実績は、別紙一29「総括責任者による外部会議への出席」を参照のこと。

- 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議
- 2) その他園内施設の運営者との協議
- 3) 持込みイベント等の利用調整
- 4) 隣接公園関係者との協議、利用調整

第30条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは中部地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第6章 雜則

第31条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

<本業務における主たる部分>

本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、施設利用料の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等。

- 1) 事業者は業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を中部地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。(別紙様式1-7「再委託または下請負の予定」参照)
- 2) 事業者が中部地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項8.4.及び8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 3) 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
- 4) 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分(再委託)に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
- 5) 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレイス、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいう。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
- 6) なお、再委託の相手方は、本業務の入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 7) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第32条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をも

って適切な補償をしなければならない。

3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入すること。

第33条 建築物及び機械器具の無償貸与等

1. 建築物及び機械器具の無償貸与

本業務の遂行に必要な、中部地方整備局が保有する国の施設等を建築物及び機械器具等に限り、事業者に無償で貸与する。提供施設については事業者にて適正に管理すること（別添－12「提供施設一覧表・位置図（建築物）」参照）。なお、その取扱いについては、別添－14「国営木曽三川公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取扱いについて」による。

2. 物品の管理及び修繕の取扱い

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は調査職員に報告すること。また、無償貸与された物品、備品（取得価格（消費税込み）が2万円以上のもの）及び運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについては、別添－15「国営木曽三川公園運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて」による。

3. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で中部地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を中部地方整備局に引き渡すこと。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が2万円以上のものをいう。また、中部地方整備局より提供された備品については、2万円未満のものであっても残数を報告する。その他、残存する備品の取扱いについては別添－15「国営木曽三川公園運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて」による。

4. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

5. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。

6. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員と協議のうえ承認を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員の確認を得なければならない。

7. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピーディーク代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

8. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・設備等に貼付し、常に管理すること。

第34条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了する、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行う。ただし、契約が引き続き

締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

1) 運営・利用者サービスに関する事項

利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等

3) イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項

4) 収益施設運営に関する事項

運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項等。

5) 広報宣伝に関する事項

マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、取材記録、ホームページの更新方法 等

6) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等

7) 動植物管理に関する事項

芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等

8) 国への提出資料に関する事項

都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等

9) その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等

2. 不可抗力その他、中部地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、中部地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第14条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。
5. 新たな事業者に対し、平成28年1月から3月まで準備室を貸与する。準備室（別添一「管理事務所図」の引継期間貸与部分）では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は中部地方整備局が負担する。

第35条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

第36条 調査等への対応

事業者は、中部地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第37条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は中部地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第38条 愛称の使用

事業者は、共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定の上使用することができる。

第7章 コンプライアンス

第39条 守秘義務

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 中部地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定に沿って、情報管理を適切に行うこと。
(別添－16 「「国営木曽三川公園 運営管理維持業務」における情報セキュリティについて」参照)
3. 事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第40条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第41条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第43条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するため以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第44条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第45条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第46条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うこと。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第47条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、中部地方整備局又は調査職員が、廃棄又は消去など別のある方法を指示したときは、当該指示に従うこと。

第48条 管理の確認等

中部地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、中部地方整備局が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第49条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第50条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

第51条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、濫用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。